

社団法人 東広島法人会 定 款

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人東広島法人会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東広島市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、健全な納税団体として、全法人の誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、友誼団体と協調連携して租税に関する調査研究を行い、もって公平な税制と円滑な税務執行の確立に寄与し、併せてよき法人企業の団体としての活動を通じて企業経営と社会の健全なる発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議。
- (2) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催。
- (3) 法人会会員の役職員の研鑽等、会員企業の健全な発展及び、よき法人企業の団体としての活発な活動に資する各種の事業。
- (4) 機関誌の発行及び経営、経理に関する事業を行うに必要な各種資料の刊行、配付。
- (5) 社会貢献等、社会の健全な発展に資する各種の事業。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第二章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員としての資格を有する者は、西条税務署の管轄区域内に本店、支店又は工場若しくは出張所等を有する法人で、本会の目的及び事業に賛同する者とする。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続により任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を有する。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会・(2)事業の閉鎖又は解散・(3)除名

(退 会)

第9条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により、任意に退会することができる。

(除 名)

第 1 0 条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会において、会員総数の 3 分の 2 以上の決議により、その会員を除名することができる。

(1) 会員としての義務の履行を怠ったとき。

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第 1 1 条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、原則として返還しない。

第三章 役 員

(役員の種類)

第 1 2 条 本会に次の役員を置く。

理事 5 0 名以上 6 2 名以内

内会長 1 名 副会長 5 名以内 常任理事 5 名以上 1 2 名以内 監事 2 名以内

(役員を選任)

第 1 3 条 理事及び監事は、総会において会員たる法人の代表者、その他役職員のうちからこれを選任する。

2 会長、副会長、及び常任理事は、理事の互選によりこれを選任する。

(役員職務)

第 1 4 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

3 常任理事は、本会の常務を審議、処理する。

4 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議、執行する。

5 監事は、民法第 5 9 条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第 1 5 条 役員任期は、就任 2 年内の最終の決算期に関する通常総会の終了の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 増員又は補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず現任者又は前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第16条 本会の役員としてふさわしくない行為があった場合、その他、第10条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会において、会員総数の3分の2以上の決議により、その役員を解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、その役員に総会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第17条 役員は、原則として無報酬とする。

第四章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第18条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、毎年度理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

第五章 委員会、支部、部会及び事務局

(委員会)

第19条 本会は、第4条に規定する業務を分担するため、理事会の決議を経て委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって構成する。
- 3 委員は、理事会の推薦により会員の代表者又はその他役職員のうちから、会長がこれを委嘱する。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを選任する。

(支部)

第20条 本会は、第4条に掲げる事業を円滑に運営するため、必要な地に支部を置く。

- 2 支部の編成は、理事会の決議を経て別に定める。
- 3 支部に、支部長を置く。
- 4 支部長は、理事会の推薦により、理事のうちから会長がこれを委嘱する。

(部会)

第21条 本会は、第4条に規定する事業を遂行するため、理事会の決議を経て部会を設けることができる。

- 2 部会は、部会長、副部会長、及び部会員をもって、構成する。
- 3 その他、部会に関することは、部会規則によってこれを定める。

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置き、会長がこれを任免する。
- 3 職員は、原則として有給とする。

(帳簿及び書類等の備え付け並びに閲覧)

第23条 事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類等を備えて置かなければならない。但し、第1号から第3号及び第8号に掲げる書類については最新版を、第6号及び第9号に掲げる書類については5年間分を備えて置くものとする。

- (1)定款
 - (2)会員名簿及び会員の異動に関する書類。
 - (3)理事、監事、顧問、相談役及び職員の名簿並びに履歴書。
 - (4)許認可等及び登記に関する書類。
 - (5)会議の議事録。
 - (6)事業報告書及び収支計算書。
 - (7)収入支出に関する帳簿及び証拠書類。
 - (8)事業計画書及び収支予算書。
 - (9)正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録。
 - (10)その他必要な帳簿及び書類等。
- 2 前項第1号、第6号、第8号及び第9号に掲げる書類並びに会員名簿及び役員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

(規則の制定)

第24条 委員会、支部、及び事務局の運営に関する規則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第六章 会 議

(会議の種類)

第25条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

(総 会)

第26条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

(総会の開催及び招集)

第27条 通常総会は、年一回事業年度終了後2月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員総数の5分の1以上若しくは監事が会議の目的の事項を示して請求したときに開催する。

- 3 総会は、開催の日から少なくとも7日前に、会議の目的たる事項、日時、及び場所を記載した文書を発して招集する。但し、会長がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。

(会員の表決権)

第28条 会員は、各1個の表決権を有する。

- 2 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各1名の代表を出席させる。
- 3 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、委任した会員は、出席したものとみなす。

(総会の議事)

第29条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第30条 総会は、この定款に別段の定めのあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び事業計画。
- (2) 決算及び予算。
- (3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項。
- (4) その他会長が必要と認めて付議した事項。

(役員会)

第31条 役員会は、理事会及び常任理事会とする。

- 2 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織する。
- 3 監事、顧問及び相談役は、役員会に出席し意見を述べることができる。

(役員会の開催及び招集)

第32条 役員会は、会長が必要と認めたとき、これを開催する。

- 2 役員会の招集については、第27条3項の規定を準用する。この場合において、この規定中「総会」とあるのは、「役員会」と読み替えるものとする。

(書面表決権等)

第33条 役員会に出席できない役員には、第28条3項の規定を準用する。この場合において、この規定中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「役員会」及び「役員」と読み替えるものとする。

(役員会の議事)

第34条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

第35条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出すべき議案。
 - (2) 定款の変更に関する議案。
 - (3) 総会において理事会に委任された事項。
 - (4) その他会務の運営に関して、会長が必要と認めた事項。
- 2 常任理事会は、理事会に代わり、常務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。但し、その決議事項は、次の理事会に報告してその承認を得なければならない。

(会議の議長)

第36条 すべての会議の議長は、会長をもってこれに充てる。

- 2 会長に事故があるときは、第14条2項を準用する。

(会議の議事録)

第37条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 会員もしくは役員の詳細員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者又は表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項。
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第七章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初寄付された別紙財産目録記載の財産。
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実。
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、理事会の決議を経て、別に定める方法により会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第40条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用制限)

第41条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。

- 2 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会において会員総数の3分の2以上の決議を経て、かつ、主務官庁の承認を得てその一部を処分し又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費)

第42条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、総会の決議を経て、毎事業年度開始の日から3月以内にこれを主務官庁に提出しなければならない。

- 2 事業年度の途中において、事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

(暫定予算)

第44条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じ、収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 3 やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、その理由及び予算成立見込の時期を遅滞無く主務官庁に報告するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第45条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、あらかじめ監事の監査を経、かつ、総会の決議を経て、毎事業年度終了の日から3月以内にこれを主務官庁に提出しなければならない。

(長期借入金)

第46条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済するものを除き、総会において、会員総数の3分の2以上の決議を経、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第八章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、主務官庁の認可を得なければならない。

(解散)

第49条 本会を解散しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、主務官庁の認可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 本会が解散した場合の残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、主務官庁の許可を得て、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

第九章 雑 則

(雑 則)

第51条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て会長が、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、創立総会日（平成3年4月18日）から施行する。
- 2 従来、東広島賀茂法入会に属した会員及び同会の権利義務の一切は本会が継承する。
- 3 役員任期は、設立初年度に限り、創立総会の日から次の通常総会の日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、創立総会の日から平成4年3月31日までとする。

附 則

- 1 この定款は、主務官庁の認可があった日（平成3年11月8日）から施行する。
- 2 第15条（役員任期）第1項の規定にかかわらず、平成4年の通常総会において選任された役員任期については、平成7年の通常総会終了の時までとする。

附 則

第12条 （役員の種類）の理事定数（上限）の改正は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この変更定款は、主務官庁の認可があった日（平成年月日）から施行する。